

平成22年10月13日

各 位

雲仙市長 奥村 慎太郎

「独占禁止法違反行為に伴う、有資格業者の指名停止」について

このことについて、下記のとおり指名停止を行ったので通知します。

記

1. 指名停止となった有資格業者

オリエンタル白石 株式会社
東京都千代田区平河町 2 - 1 - 1

極東興和 株式会社
広島市東区光町 2 - 6 - 31

機動建設工業 株式会社
大阪市福島区福島 4-6-31

2. 指名停止の期間

平成 22 年 10 月 13 日から平成 22 年 12 月 12 日(2 箇月)

3. 指名停止の理由

国土交通省関東地方整備局及び同近畿地方整備局並びに福島県が発注するプレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事において、入札参加業者ら23社が、受注価格の低落防止を図るため、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、工事における競争を実質的に制限していた。このことは独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反で、平成16年10月15日に公正取引委員会から排除勧告を受けた。その後、入札参加業者は、これを応諾せず、平成16年11月18日に審判開始が決定され、以後、審判手続きを行ってきたが、同委員会が、平成22年9月21日、審判審決を行ったため。

雲仙市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領第3条

[別表第2第4号(独占禁止法違反行為)]

連絡先	雲仙市役所
担当課	総務部 管財課
担当者	管財課長 野口 孔明
住 所	雲仙市吾妻町牛口名 714
電 話	(0957)38-3111 内線(2360)
ファックス	(0957)38-3228

平成22年10月13日

各 位

雲仙市長 奥村 慎太郎

「独占禁止法違反行為に伴う、有資格業者の指名停止」について

このことについて、下記のとおり指名停止を行ったので通知します。

記

1. 指名停止となった有資格業者

株式会社 ピーエス三菱
東京都中央区晴海2-5-24

三井住友建設 株式会社
東京都中央区佃2-1-6

2. 指名停止の期間

平成22年10月13日から平成23年2月12日(4箇月)

3. 指名停止の理由

国土交通省関東地方整備局及び同近畿地方整備局並びに福島県が発注するプレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事において、入札参加業者ら23社が、受注価格の低落防止を図るため、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、工事における競争を実質的に制限していた。このことは独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反で、平成16年10月15日に公正取引委員会から排除勧告を受けた。その後、入札参加業者は、これを応諾せず、平成16年11月18日に審判開始が決定され、以後、審判手続きを行ってきたが、同委員会が、平成22年9月21日、審判審決を行ったため。

雲仙市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領第3条
[別表第2第4号(独占禁止法違反行為)]

連絡先	雲仙市役所
担当課	総務部 管財課
担当者	管財課長 野口 孔明
住 所	雲仙市吾妻町牛口名714
電 話	(0957)38-3111 内線(2360)
ファックス	(0957)38-3228